

## 8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

### コ 屋根の高反射改修（屋根塗装、葺き替え、カバー工法） サ 住宅の外壁塗装

メニューごとの条件

#### 【屋根の高反射改修】

日射反射率（近赤外線）50パーセント以上を有する塗料を用いる塗装工事をいう。  
葺き替え、カバー工法については、日射反射率（近赤外線）50パーセント以上の屋根材を使用すること。

屋根又は屋上の施工であり、太陽光発電システム、太陽熱ソーラーシステム及び太陽熱温水器の設置箇所を除く全面的施工であること。

【住宅の外壁塗装】（単独申請はできないため、小型ポータブル蓄電池以外のいずれかと併せて工事を行う場合に申請可能です。）

住宅の外壁の塗装工事をいう。  
全面的施工であること。

### 申請に必要な書類

（注）提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

- 必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。
- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
  - ・ 申請時チェックリスト【様式2】
  - ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式1】  
改修工事に係る費用内訳金額を記載してください。（工事一式等は不可）  
領収書の宛名は必ず申請者名としてください。  
工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
  - ・ 屋根に使用する塗料又は屋根材のカタログ、パンフレット等の写し  
使用する塗料又は屋根材が日射反射率（近赤外線）50%以上であることが確認できるようにしてください。  
外壁塗装の場合は不要です。（外壁に関しては指定材料はありません）
  - ・ 工事完了日が確認できるものの写し（工事完了報告書等）【参考様式2】
  - ・ 一連の施工状況写真（施工前、施工工程、施工後）  
【参考様式3】写真提出用台紙に貼りつけてご提出ください。
- 【屋根について】
- 施工前、施工後の写真は、屋根のできるだけ広範囲が写った写真を1枚以上ご提出ください。  
屋根塗装の施工工程写真は、下塗り、中塗り、上塗りの状況が確認できるものをご提出ください。  
施工工程写真が無い（又は不備がある）場合は、施工会社が作成する施工完了証明書（押印必須）  
【参考様式5】をご提出ください。
- 【外壁について】
- 施工前写真は、建物全景が写った写真（1方向以上）をご提出ください。  
施工工程写真は、下塗り、中塗り、上塗りの状況が確認できるものをご提出ください。  
施工後の写真は、足場を撤去した後の建物全景が写った写真（1方向以上）をご提出ください。  
施工工程写真が無い（又は不備がある）場合は、施工会社が作成する施工完了証明書（押印必須）  
【参考様式5】をご提出ください。
- ・ 屋根塗装の場合、使用した塗料のラベルの文字がはっきりわかる缶（会社名、品名、色、ロット）の写し
  - ・ 屋根の葺き替え、カバー工法の場合、屋根材に添付されている材料の仕様が分かるラベル等の写真
  - ・ メーカーが発行した商品の仕様（メーカー名・型番・型式等の記載があるもの）が分かるものの写し（出荷証明書等）  
使用した塗料のラベルの文字がはっきりわかる缶（屋根塗装の場合）や屋根材に添付されている材料の仕様が分かるラベル（屋根の葺き替え、カバー工法の場合）等の写真がある場合は提出不要です。
  - ・ 建物の登記事項証明書（原本/コピー可）（法務局でご申請下さい）  
発行日が申請前6か月以内のもの  
申請者が補助対象住宅の所有者であることが確認できるようにしてください。  
法務局の公印が無いものは認められません。
  - ・ 申請者の住所が確認できるものの写し  
（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））  
社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。  
マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。  
（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）
  - ・ その他、区長が必要と認めるもの 審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。